

「広域的な火山防災対策に係る検討会」 (第3回)

【現地対策本部・合同会議・火山専門家】

非常(緊急)災害現地対策本部／政府現地組織

■非常災害対策本部(内閣府)／非常災害現地対策本部(被災地)

【設置根拠】

- ・災害対策基本法第24条

【設置基準】

- ・非常災害が発生した場合

【組織】

- ・非常災害対策本部長:防災担当大臣
- ・副本部長:内閣府副大臣又は大臣政務官
- ・本部員:関係各省の局長級職員
- ・非常災害現地対策本部長:内閣府副大臣又は大臣政務官
- ・現地本部員:関係各省の本省課長級職員又は出先機関部長級職員

【所掌事務】

- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等の災害応急対策の総合調整
- ・緊急の措置の実施 他

※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

【非常本部長権限】

- ・国の出先機関や地方公共団体の長、指定(地方)公共機関等への指示
 - ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等に対し資料又は情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求
- ※本部長は権限の一部を現对本部長へ委任可能

【事例】

- ・H3雲仙岳噴火(H3.6.4.～H8.6.4)
- ・H12有珠山噴火(H12.3.31～H13.6.28)※現地対策本部はH12.8.11まで
- ・H12三宅島噴火(H12.8.29.～H17.3.31)

■緊急災害対策本部(官邸)／緊急災害現地対策本部(被災地)

【設置根拠】

- ・災害対策基本法第28条の2

【設置基準】

- ・著しく以上かつ激甚な非常災害が発生した場合(要閣議決定)

【組織】

- ・緊急災害対策本部長:内閣総理大臣
- ・副本部長:防災担当大臣／内閣官房長官
- ・本部員:全国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、大臣以外の指定行政機関の長
- ・緊急災害現地対策本部長:内閣府副大臣又は政務官
- ・現地本部員:関係各省の本省課長級職員又は出先機関部長級職員

【所掌事務】

- ・非常災害対策本部と同様

【緊急本部長権限】

- ・非常災害対策本部と同様

【事例】

- ・H23東日本大震災(H23.3.11～)

非常(緊急)災害現地対策本部／政府現地組織

■ 政府現地連絡対策室／政府支援チーム等

【設置根拠】

- ・内閣府(防災担当)内規
- ・法律に位置付なし

【設置基準】

- ・非常災害現地対策本部等を設置する程度の災害に至っていない自然災害が発生し、被災地方公共団体との連携を図り、迅速かつ効果的な災害対策を行う必要がある場合
- ・災害対策関係省庁連絡会議等で設置を決定

【組織】

- ・内閣府(防災担当)及び関係省庁職員
- ・必要に応じ、防災担当大臣指示により、内閣府副大臣(防災担当)又は大臣政務官(防災担当)が派遣され、現地組織を統括

【業務】

- ・被災地方公共団体との連絡調整窓口の設置
- ・被災地における情報収集、課題、要望の把握
- ・被災地における各種支援活動の実施
- ・都道府県及び市町村との合同会議の設置支援及び会議への参画
- ・本省庁との情報共有・各種調整
- ・専門家の派遣について関係省庁等への依頼 等

【事例】

- ・H12有珠山噴火「有珠山現地連絡調整会議」
- ・H23新燃岳噴火「霧島山(新燃岳)噴火に関する政府支援チーム」

■ 【参考】 地震災害警戒本部

【設置根拠】

- ・大規模地震対策特別措置法第10条

【設置基準】

- ・内閣総理大臣が警戒宣言を発令したとき
(警戒宣言: 気象庁長官が地震予知情報を総理大臣へ報告、閣議経て発令)

【組織】

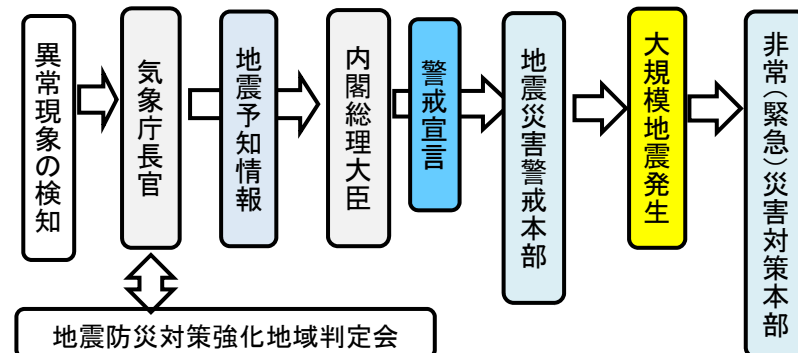
- ・地震警戒本部長: 内閣総理大臣
- ・副本部長: 国务大臣
- ・本部長: 全国務大臣、内閣危機管理監、国务大臣以外の指定行政機関の長

【所掌事務】

- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等の地震防災応急対策等の総合調整

【本部長権限】

- ・国の中央官庁、出先機関や地方公共団体の長、指定(地方)公共機関等への指示
- ・自衛隊の派遣の要



都道府県災害対策本部／市町村災害対策本部

■ 都道府県災害対策本部／現地本部

【設置根拠】

- ・災害対策基本法第23条

【設置基準】

- ・災害が発生し、又は**災害が発生するおそれがある場合**

【組織】

- ・都道府県災害対策本部長：都道府県知事
- ・副本部長・本部員：都道府県職員

【所掌事務】

- ・**災害予防及び災害応急対策の実施**
 - ・都道府県、関係する国の出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関**相互間の連絡調整**
- ※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

【本部長権限】

- ・都道府県警、教育委員会への指示
- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等に資料、情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求

■ 市町村災害対策本部／現地本部

【設置根拠】

- ・災害対策基本法第23条の2

【設置基準】

- ・災害が発生し、又は**災害が発生するおそれがある場合**

【組織】

- ・市町村災害対策本部長：市町村長
- ・副本部長・本部員：市町村職員

【所掌事務】

- ・**災害予防及び災害応急対策の実施**
- ※現地本部は本部の所掌事務の一部を実施

【本部長権限】

- ・教育委員会への指示
- ・国の中央官庁、出先機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関等に資料、情報の提供、意見の表明、その他必要な協力の要求

【市町村長の権限】

- ・**避難勧告**(災対法60条)
- ・**避難指示**(災対法60条)
- ・**警戒区域の設定**(災対法63条)

■ 合同会議の必要性

- 大規模火山噴火の場合、災害が複数の市町村や都道府県に跨って発生することが予想される。そのため、自治体間で整合のとれた応急対応が必要となる。
- 火山災害は、生命に危険を及ぼす噴火現象が複数の市町村に襲来する広域災害であることから、都道府県の災害対策本部には、各市町村の災害対策本部に対して、避難対象地域(設定・拡大・縮小・解除)などについて助言することが求められる。
- しかし、噴火の際に発生する可能性のある現象、規模は多岐にわたり、火山災害への対応経験が乏しい市町村や都道府県のみでは、適切な判断が困難である。
- そのため、国の関係機関や火山専門家も一緒になった体制(合同会議)の中で、火山活動の推移の予測・評価、それに応じた応急対応などを実施していくことが必要である。

■ 合同会議の役割

- 火山活動の状況を把握・分析して、今後の活動推移の予測の判断、とるべき防災対応について判断し、「避難対象地域」の設定、拡大、縮小、解除などについて市町村長の判断を支援
- 関係市町村、都道府県、国等の関係機関が情報を共有し、相互に整合のとれた応急活動を決定
- 住民や報道機関に対し、定期的に会見を行い、一元的な公式見解の発信
- 被災地と東京の非常災対本部との情報共有
- 噴火活動の終息について判断 等

合同会議事例①： 2000年有珠山噴火の体制

- ・政府は災害対策基本法に基づく**非常災害現地対策本部**を初めて設置。
- ・道・市町の災害対策本部等との「**合同会議**」において**災害応急対策**を共同で検討し実施

【噴火直前(3. 29)の体制】

- ・有珠山現地連絡調整会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームドクターが参加
- ・共同議長：国土庁長官官房審議官(防災担当)／北海道副知事



【噴火発生後(3. 31)の体制】

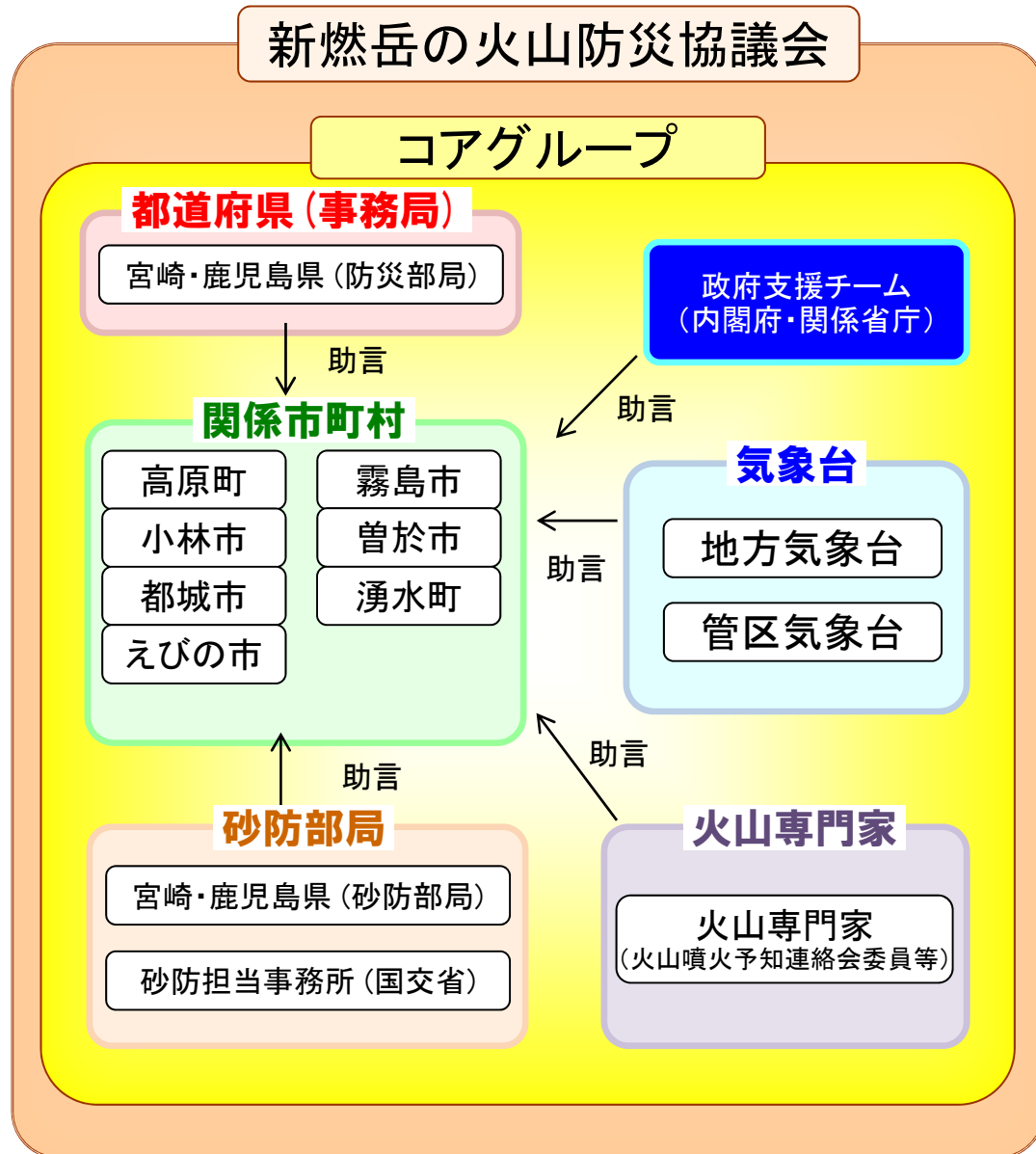
- ・有珠山噴火非常災害現地対策本部合同会議
- ・国・北海道・1市2町・ホームドクターが参加
- ・共同議長：国土庁長官官房審議官(防災担当)／北海道副知事



■評価と教訓

- 前兆現象を観測後、速やかに国の現地組織を立ち上げ、同時に国・道・市町の合同会議体制を構築した。
- 国は噴火前から噴火後の体制を想定していたことから、噴火直後に非常災害現地対策本部を設置し、国・道・市町の災害対策本部の合同会議が開催された。
- 火山噴火予知連絡会が有珠山部会を現地に設置し、ホームドクターの支援体制が構築され、合同会議への専門家の助言体制が強化された。
- 合同会議出席者は原則として「決裁権のある者」とし、即断即決の体制がとられた。事前調整のための会議を設置することで効率的な運営に努めた。
- 事前に、合同会議の開催を想定した災害対策本部の設置場所が検討されておらず、スペースが不十分であったため、途中で移転を余儀なくされた。

合同会議事例②： 2011年霧島山新燃岳噴火時の体制



←助言：主に避難対象地域の設定・拡大・縮小・解除についての助言

■ 評価と教訓

- 共同検討体制が機能していなかったため、噴火直後に、地元の市町村は、避難対象地域について県・国・専門家から十分な助言を得られなかった。
- 噴火活動の状況に応じた防災対応のイメージを共有できていなかったため、气象台の発表する噴火警戒レベルと、市町村の防災対応に齟齬がみられた。また避難対象地域についても合意がなく、防災対応に混乱が生じた。
- そのため、急きょ、政府支援チームが派遣されて、火山防災協議会(コアメンバー会議)を再構築し、避難対象地域の助言を含む避難計画の共同検討を行った。
- 平常時の体制である「火山防災協議会」を噴火時の関係機関の災害対策本部等の「合同会議」として機能させた。

国・都道府県・市町村の災害対策本部等の合同会議

●合同会議の設置時期

災害対策基本法においては、**非常災害対策本部の設置は噴火後**となる。

しかし、**噴火の発生が予想された時点で**、都道府県や市町村が災害対策本部(又はそれに準ずる組織)を設置するのに合わせ、**国は現地組織を設置する**。この時点で、**実質的な、国・都道府県・市町村の合同会議の設置が可能になる**。

●合同会議の設置場所

迅速な初動対応を行うために、**都道府県や市町村は、火山ごとに、あらかじめ災害対策本部の設置場所について定めておく必要がある**。また、併せて、**国・県・市町村の災害対策本部等の合同会議の設置場所についても定めておくことが望ましい**。合同会議の設置場所を定めるにあたり、以下の点について留意が必要。

①合同会議には、多くの機関の関係者が参加するため、相当のスペースと機材が必要。

②火山災害が複数の都道府県に跨った場合(又は跨ることが予想される場合)、複数の都道府県で個別に災害対策本部が設置される。この時、国の現地組織の設置場所、合同会議の設置場所について、火山防災協議会においてあらかじめ検討しておくことが必要。

※火山災害では、火山活動の今後の推移について関係者間で情報共有した上で避難オペレーションをとるなど、関係自治体間で整合のとれた防災対応が必要であることから、**合同会議が複数に分かれるのは望ましくない**。

●合同会議の運営

合同会議では、火砕流や融雪型火山泥流などの発生が予想された場合に、速やかに避難対象地域等についての判断を下さなければならないなど、**時間的な猶予がない中での決断を求められる**。このため、幹事会や専門分野別のサブグループを設置するほか、現場での即断即決を可能とするルールを設けるなど、**効率的な運営方針を定めることが必要**である。

●平常時の体制(火山防災協議会での共同検討体制の構築)

合同会議の円滑な運営のためには、平常時からの関係者間による「顔の見える関係」の構築や、噴火を想定した避難計画などの**応急対応の検討が重要**である。

平常時から噴火時の共同検討体制への移行

平常時からの
避難計画の共同検討

火山防災協議会

コアグループ

都道府県

都道府県 (防災部局)

関係市町村

避難対象地域の市町村 A

避難対象地域の市町村 B

安全な地域の市町村 C

市町村防災会議の協議会

気象台

地方気象台

管区気象台

砂防部局

都道府県 (砂防部局)

砂防等事務所 (国交省)

火山専門家

火山専門家
(火山噴火予知連絡会委員等)

避難時期や避難対象地域の確定に深く関与するメンバー
(噴火時等の火山防災体制の指針)

噴火時等の避難等の火山防災対策を共同で検討する体制 (防災基本計画)

関係機関等

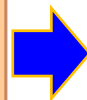
関係部局

関係省庁

関係省庁

関係省庁

関係機関



噴火時の避難対象地域の
設定や避難オペレーション

合同会議

主要メンバー

都道府県の災害対策本部

都道府県 (防災・砂防部局)

関係部局

災害対策
基本法

各市町村の災害対策本部

避難対象地域の市町村 A

関係部局

災害対策
基本法

避難対象地域の市町村 B

関係部局

災害対策
基本法

安全な地域の市町村 C

関係部局

災害対策
基本法

国の現地組織

内閣府・関係省庁
(国(東京)から派遣される職員)

関係省庁

管区・地方気象台

関係省庁

砂防等事務所 (国交省)

関係省庁

災害対策
基本法等

火山専門家

火山専門家
(火山噴火予知連絡会委員等)

関係機関

コアグループと国(東京)から派遣される職員
(噴火時等の火山防災体制の指針)

都道府県・市町村の災害対策本部と
国の現地災害対策本部の
合同会議(指針)

連携

火山噴火予知連絡会 (特定火山部会・総合観測班)

専門的な助言

火山関係府省庁

大学等研究機関

合同会議等への火山専門家の参画

●参画の必要性

・法律では、学識経験者(火山専門家)は、国、都道府県、市町村の災害対策本部の構成員として規定されていないが、火山現象は多岐にわたり、噴火開始後の活動推移の予測も難しく、行政担当者のみでは、適切な防災対応は不可能。

⇒火山の観測・分析、取るべき防災対応など、合同会議の運営にあたり、火山専門家の参画(助言)は必須

●担う役割

①現地の観測体制の強化 ⇒ 前兆現象が捉えられた時点で、現地に赴き観測体制を構築

②行政機関の予防・応急対応への専門的知見から助言 ⇒ 合同会議に参画し、市町村長等に対して助言

●責任

・火山専門家として科学的知見を背景に責任を持った発言を期待

・他方、専門家の見解に基づいた応急対応の判断は行政の責任

●派遣・合同会議への参画のルール

・火山防災協議会に平時より参画し、当該火山及び地方公共団体の避難計画等にも精通した火山専門家が合同会議へ参画。

・ただし、火山防災協議会の火山専門家のみでは、噴火時の観測・評価をしながら、合同会議にて助言を行うのは困難。

・行政の判断への影響を及ぼすので、信頼性の高い火山専門家が必要。

⇒気象庁長官の諮問機関である火山噴火予知連絡会の枠組みを活用し、火山専門家の選定、派遣を行うことが現実的

・火山噴火予知連絡会は、噴火の前兆現象が捉えられるなどした場合、

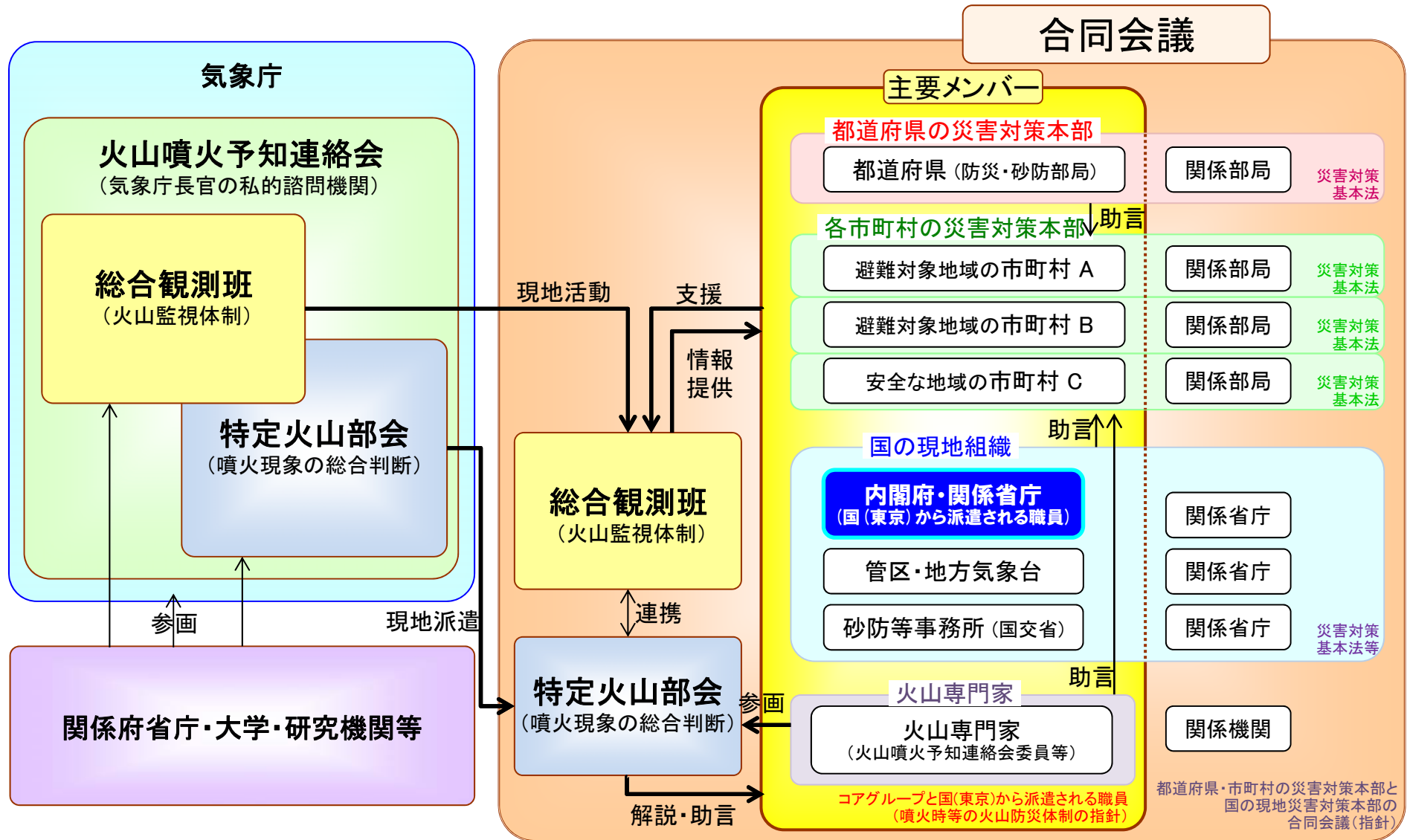
①当該火山の噴火現象及び火山活動について総合判断をする「部会」を設置。

部会メンバーは必要に応じて現地に赴き、合同会議に参画。現地の火山防災協議会の専門家も臨時委員等として部会に参画。火山専門家の見解への最終責任は気象庁が負う。

②当該火山の活動評価に関する資料を収集・解析する「総合観測班」を組織し、現地での観測体制を構築・強化。

※「部会」「総合観測班」のメンバーは、予知連絡会のメンバー以外からも参画が可能(気象庁地震火山部長が委嘱)

火山専門家の合同会議等への参画



【参考資料】火山噴火予知連絡会

■火山噴火予知連絡会(「連絡会」)

【位置づけ】

気象庁長官の私的諮問機関

【構成員】

大学やその他研究観測機関に所属する火山専門家及び関係行政機関の課長級職員約30名で構成

【任務】

- ①関係諸機関の研究及び業務に関する成果及び情報を交換し、各機関における火山噴火予知に関する研究及び技術の開発を促進する
- ②火山噴火に関して、当該火山の火山活動について総合判断を行い、火山情報の質の向上を図ることにより防災活動に資する
- ③火山噴火予知に関する研究及び観測の体制の整備のための施策について総合的に検討

■連絡会（特定火山）部会

【任務】

・部会は、特定の火山又は特定な地域を対象とし、その噴火現象及び火山活動についての検討及び総合判断を行う。

【設置基準】

・会長が連絡会(緊急時には幹事会)に図り設置

【部会委員】

・部会長:会長の指名に基づき気象庁長官が委嘱
・部会委員:連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づき、気象庁地震火山部長が委嘱
※部会長は、部会員以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる

【開催基準】

・部会長の要請で気象庁地震火山部長が招集

■連絡会 総合観測班

【任務】

・総合観測班は、特定の火山の活動評価に関する資料を収集・解析するため、機動的な観測計画等を総合的に検討し、これを実施する。

【設置基準】

・会長が連絡会(緊急時には幹事会)に図り設置

【構成員】

・班長:会長の指名に基づき気象庁地震火山部長が委嘱
・幹事:連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の中から会長の指名に基づき、気象庁地震火山部長が委嘱
※班長は、同幹事以外の連絡会委員又は臨時委員若しくは学識経験者等の出席を気象庁地震火山部長に求めることができる

【開催基準】

・班長の要請に基づいて、気象庁地震火山部長が班長及び総合観測班幹事を招集

【参加】

・班長の承認を要し、事務局への登録制

【参考資料】非常災害対策本部に関する規定（災害対策基本法）

（非常災害対策本部の設置）

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 略

（非常災害対策本部の組織）

第二十五条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。

2 ～ 4 略

5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法 第五十六条第四項の規定は、適用しない。

7 ～ 10 略

11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

（非常災害対策本部の所掌事務）

第二十六条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

四 ～ 五 略

（非常災害対策本部長の権限）

第二十八条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前三項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

5 略

【参考資料】緊急災害対策本部に関する規定（災害対策基本法）

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、**内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。**

2 ～ 3 略

（緊急災害対策本部の組織）

第二十八条の三 **緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣**（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）**をもつて充てる。**

2 ～ 3 略

4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。

5 略

6 **緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。**

一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の**すべての国務大臣**

二 **内閣危機管理監**

三 副大臣又は国務大臣以外の**指定行政機関の長**のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、**内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員**のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、**閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。**

9 第二十五条第六項後段、第七項及び第八項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。

10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。

11 略

12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

（緊急災害対策本部の所掌事務）

第二十八条の四 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において**指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関**が防災計画に基づいて**実施する災害応急対策の総合調整**に関すること。

三 非常災害に際し必要な**緊急の措置の実施**に関すること。

四 ～ 五 略

（緊急災害対策本部長の権限）

第二十八条の六 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 **緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。**

3 ～ 6 略

【参考資料】都道府県／市町村災害対策本部に関する規定（災害対策基本法）

（都道府県災害対策本部）

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。